

第4回浦河町教育委員会会議（定例会）議案

日 時 令和3年3月26日(金)
午後3時30分より
場 所 浦河町総合文化会館
第二研修室

1 会議録署名委員指名の件

2 行政報告

別 紙

3 議 案

議案第4号 浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成要綱の一部を改正する訓令制定の件

議案第5号 浦河町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件

議案第6号 浦河町いじめ防止基本方針策定の件

議案第7号 浦河町教育委員会事務局職員の任免について

4 報 告

○ 浦河町教育委員会事務局職員の分限処分をなしたる報告の件

教育行政報告

自：令和3年3月5日

浦河町教育委員会

至：令和3年3月26日

月	日	事 項	
3	8~22	浦河町議会	
	9	第5回浦河町ファミリースポーツセンター改修検討協議会（於：文化会館）	
	10	浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定に係る意見交換（於：文化会館）	
	15	全中学校卒業式	
	16	浦河高等学校支援推進協議会（於：浦河高等学校）	
	19	堺町小学校卒業式	
	21	読書推進事業「朗読の時間～大人のための朗読会～」 16名参加（於：文化会館）	
	22	浦河小学校卒業式	
	23		浦河東部小学校・荻伏小学校卒業式
			博物館協議会（於：文化会館）
	25		第6回日高管内教育委員会教育長会議（Web会議システム Zoom）
			第3回社会教育委員会会議（於：文化会館）

行 事 予 定

3月			
27	土	伏木田光夫美術館事業 子ども絵画教室「オイルパステルを使ってさかなを描こう」	10:00 伏木田光夫美術館
28	日		
29	月		
30	火		
31	水		
4月			
1	木		
2	金	教職員辞令交付式	16:00 文化会館
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水	全小中学校始業式 浦小・東部小・荻小・全中学校入学式	
8	木	堺小入学式・浦河高校入学式	
9	金	「町民交通安全の日」町内一斉街頭啓発	
10	土		
11	日		
12	月		
13	火	第1回日高管内教育委員会教育長会議	13:00 文化会館
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日	読書推進事業「朗読の時間～大人のための朗読会～」	13:30 文化会館
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水		
29	木	祝日開館（昭和の日）	10:00 図書館
30	金		

議案第4号

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成要綱の一部を改正する訓令制定の件

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成要綱の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成要綱の一部を改正する訓令

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成要綱（平成28年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象）

第2条 教科書等の購入費助成を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 浦河町内の中学校を卒業した生徒（以下「中学校卒業生」という。）であつて、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校の初期の修業年限の1年間の生徒等を養育する保護者
- (2) 中学校卒業生が浦河町に住所を有して卒業していること。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前2項に定める申請は、第2条第1号で掲げる初期の修学年限1年目の3月31日までにしなければならない。

別記様式1中「浦河町教育長」を「浦河町教育委員会教育長」に改め、「平成」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

対象者と申請期限について具体的に明示するとともに、申請様式の文言整理を行うものです。

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成要綱（平成28年教育委員会訓令第3号）の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 （略）</p> <p><u>(対象)</u></p> <p>第2条 教科書等の購入費助成を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>浦河町内の中学校を卒業した生徒（以下「中学校卒業生」という。）であって、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校</u>の初期の修業年限の1年間の生徒等を養育する保護者</p> <p>(2) <u>中学校卒業生が浦河町に住所を有して卒業していること。</u></p> <p>第3条から第4条まで （略）</p> <p><u>(助成金の申請)</u></p> <p>第5条 助成金を受けようとする者は、浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成申請書（別記様式1）に領収書を添付し教育長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請をするときは、高等学校に入学していることが確認できる書類等を提示しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項に定める申請は、第2条第1号で掲げる初期の修学年限1年目の3月31日までにしなければならない。</u></p> <p>第6条～第8条まで （略）</p>	<p>第1条 （略）</p> <p><u>(対象)</u></p> <p>第2条 教科書等の購入費助成を受けることができる者は、<u>浦河町内に住所を有し、浦河町内の中学校を卒業した16歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供を養育する保護者であって、当該子供の高等学校入学時に教科書等を購入している者とする。</u></p> <p>第3条から第4条まで （略）</p> <p><u>(助成金の申請)</u></p> <p>第5条 助成金を受けようとする者は、浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成申請書（別記様式1）に領収書を添付し教育長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請をするときは、高等学校に入学していることが確認できる書類等を提示しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第6条～第8条まで （略）</p>

改正案

現行

別記様式1 (第5条関係)

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成申請書

年 月 日

浦河町教育委員会教育長 様

住 所

申請者

氏 名 (電話) ②

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成要綱の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

高 等 学 校		教 科 書 等 購 入	
教 科 書 等 購 入 金	円	購 入 年 月 日	年 月 日
入 学 生 徒 名		年 月 日 生 誕 (満 歳)	
保 護 者	氏 名	続 柄	
	住 所		
振 込 先	金 融 機 関 名		
	口 座 番 号	口 座 の 種 別	
	口 座 名 義 人		

【添付書類】

領収書、高等学校に入学していることが確認できる書類等

別記様式1 (第5条関係)

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成申請書

平成 年 月 日

浦河町教育長 様

住 所

申請者

氏 名 (電話) ②

浦河町高等学校入学時教科書等購入費助成要綱の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

高 等 学 校		教 科 書 等 購 入	
教 科 書 等 購 入 金	円	購 入 年 月 日	平成 年 月 日
入 学 生 徒 名		平成 年 月 日 生 誕 (満 歳)	
保 護 者	氏 名	続 柄	
	住 所		
振 込 先	金 融 機 関 名		
	口 座 番 号	口 座 の 種 別	
	口 座 名 義 人		

【添付書類】

領収書、高等学校に入学していることが確認できる書類等

議案第5号

浦河町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件

浦河町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

浦河町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

浦河町立学校職員服務規程（平成24年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（出勤簿の整理）

第4条 職員の勤務態様等の整理は、出勤簿（別記第1号様式）をもって行う。

第4条の次に次の1条を加える。

（出勤及び退勤の記録等）

第4条の2 職員は、出勤し、及び退勤するときは、出退勤管理システム（電子計算機を利用して、職員の出勤及び退勤の状況を記録するとともに、職員の勤務態様等の整理を行うためのシステムをいう。）により、自ら打刻しなければならない。ただし、これにより難い特別の理由があると校長が認める場合は、この限りでない。

第7条中「旅行命令簿等に」を「旅行命令簿等により」に、「の確認印を押さなければならない。」を「を確認しなければならない。」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

学校職員の出勤簿及び公務旅行について出退勤管理システム（電子計算機システム）対応できるよう規定の改正を行うものです。

浦河町立学校職員服務規程（平成24年教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第3条まで （略）</p> <p><u>（出勤簿の整理）</u> 第4条 職員の勤務態様等の整理は、出勤簿（別記第1号様式）をもって行う。</p> <p><u>（出勤及び退勤の記録等）</u> 第4条の2 職員は、出勤し、及び退勤するときは、<u>出退勤管理システム（電子計算機を利用して、職員の出勤及び退勤の状況を記録するとともに、職員の勤務態様等の整理を行うためのシステムをいう。）により、自ら打刻しなければならない。ただし、これにより難い特別の理由があると校長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>第5条から第6条まで （略）</p> <p><u>（公務旅行）</u> 第7条 職員は、出張を命ぜられたときは、北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6）第4条に規定する<u>旅行命令簿等により、その命令を受けた旨を確認しなければならない。</u></p> <p>2 （略） 3 （略）</p> <p>第8条～第16条まで （略）</p>	<p>第1条から第3条まで （略）</p> <p><u>（出勤簿の押印）</u> 第4条 職員は、出勤したときは、自ら出勤簿（別記第1号様式）に押印しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第5条から第6条まで （略）</p> <p><u>（公務旅行）</u> 第7条 職員は、出張を命ぜられたときは、北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6）第4条に規定する<u>旅行命令簿等に、その命令を受けた旨の確認印を押さなければならない。</u></p> <p>2 （略） 3 （略）</p> <p>第8条～第16条まで （略）</p>

議案第6号

浦河町いじめ防止基本方針策定の件

浦河町いじめ防止基本方針を別紙のとおり策定するものとする。

令和3年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

議案第7号

浦河町教育委員会事務局職員の任免について

令和3年3月31日付及び令和3年4月1日付浦河町教育委員会事務局職員の
任免を求めます。

令和3年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣